大和高田市農業委員会会議録

- 1. 開催日時 平成30年1月10日(水)午後3時00分~3時40分
- 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
- 3. 出席委員 農業委員(12名)農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏	名	農業委員	氏	名	推進委員	氏	名
1	森本	輝雄	8	中江	彰	1	岡本	勝康
2	今村平治郎		9	上田美加子		2	寺田	勉
3	鵜山	久雄	1 0	前田	全計	3	稲岡	丈介
4	小川	隆興	1 1	藤岡	秀信	4	吉岡	重治
5	奥本	正嗣	1 2	弓場	一郎			
6	欠	席	1 3	本郷	保則			
7	梅田	昌宏						

- 4. 欠席委員 農業委員(1名)6番 木下浩明 推進委員(0名)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事案件
 - 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 - 議第2号 農地法第5条規定による申請の件
 - 議第3号 農地法第18条第6項について通知の件
 - 議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画 について
 - 議第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画 について

議第6号 その他

- 1)農地法施行規則該当転用届について
- 2) 畑作転換申請承認について
- 3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件
- 4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
- 5) 専決処分の報告について 報告第1号 公共転用の通知の件
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 龍 節子

 事務局補佐
 東浦章仁

- 7. 会議の概要
- 議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。 本日の出席委員は、農業委員13名中12名が出席して頂いておりますので、総会 は成立していることを報告致します。

なお、木下委員からは体調不良のため欠席する旨の連絡を頂いております。

また、推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、本郷委員と1番、森本委員のお二人を指名します。また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さんが申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(上田委員 退席)

議 長 それでは事務局から説明をお願いします

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。 本件は、農地を農地として耕作するため、売買により、所有権移転を行うことによ る移動でございます。

番号1番、申請地、大字松塚□□□番(田) 1,199㎡、譲受人、大字松塚、□□□□(持分□/□)□□□□(持分□/□)、譲渡人、土庫二丁目、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作面積は、42,456㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第8番目、藤森大池より□□へ約75mのところでございます。

番号2番、申請地、大字西坊城□□□番3(田)511㎡、譲受人、橿原市、□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作面積は、69,065㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第5番目、秋吉交差点より□□へ約10mのところでございます。以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条 第2項の検討結果について説明させて頂きます。

まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を 効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれ現 在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も 含めたすべての農地を管理されており、それぞれ今後も引き続き効率的に利用するこ とが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事 状況からして、いずれも取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれ申請書の内容及び本人からの聴取によりましても、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。

以上、番号1番、番号2番ともに農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、 許可用件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご 意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長 なしとのお声がありましたので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は 挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第1号は委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致しますが、議題に入ります前に、上田委員さんの入室、 着席をお願い致します。

(上田委員入室、着席)

議長 上田委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書2頁をお願い致します。議第2号、農地法第5条規定による申請の件につい て説明致します。

本件は、市街化調整区域内の農地を所有権移転や賃貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)1,311㎡、及び大字西坊城□□番1(田)765㎡、譲受人、橿原市、□□□□、□□□□□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、転用目的は、一戸建専用住宅7戸への転用でございます。権利の種類は、売買による所有権移転で、場所は、部会現地調査順序表第4番目、秋吉交差点より□□へ約10mのところでございます。

番号2番、申請地、大字市場□□□番1 (田) 1,260㎡、譲受人、香芝市、□□□□、□□、転用目的は露天駐車場への転用でございます。売買による所有権移転で、場所は、部会調査順序表1番、大和高田市役所より□へ約500mのところでございます。

番号3番、申請地、大字神楽□□□番1(田)2,458㎡及び大字神楽□□□番2(田)1,119㎡、譲受人、大字神楽、□□、譲渡人は、1筆が神楽二丁目、□□□□(持分□/□)、神楽一丁目、□□□□(持分□/□)、もう1筆が、神楽一丁目、□□□□、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場への転用でございます。売買による所有権移転で、場所は調査順序表第3番目、中和幹線大塚交差点より□□に約200mのところでございます。

以上の案件につきましては、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。 第2号議案につきまして4件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき 審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。 お会長 それでは農地部会の審議内容を報告させて頂きます。

番号2番、大字市場の□□□□、□□さんの露天駐車場への転用の申請でありますが、申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側は道路、東側は宅地、西側と南側は農地です。南側と東側にU字溝を設けて地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や市場水利組合からも同意を得ています。排水は、北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号3番、大字神楽での□□さんの露天駐車場及び露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側は水路、南側は申請人所有地、東側は里道、西側は道路です。既設の擁壁まで地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地はありません。神楽水利組合から同意を得ています。排水は、西側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地 転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第1番目、西坊城の申請の農地の区分につきましては、第2種農地と判断致します。 まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当である と判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきま しては、許可後より着手し約1年で完成ということですので確実と考えます。また、 計画面積につきましては、転用目的からして戸数等妥当な面積であると判断致しま す。

次に第2番目、市場の申請の農地区分につきましては、第3種農地と判断致します。 まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融 機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると 判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約一ヶ月で完成ということですので工事内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用面積から判断し、駐車台数等から妥当な面積であると判断致します。

次に第3番目、神楽の申請の農地区分につきましては、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社からの借入でまかなう計画で、金融機関の残高証明、金銭貸借契約書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約1ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、隣接する現在の使用状況からして妥当な面積であると判断致します。

次に第4番目、野口の申請の農地区分につきましては、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社からの借入でまかなう計画で、金融機関の通帳の写し、融資貸付証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約2ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、設置するパネル等の枚数からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

- 議長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について 何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。
- 4 番 農地区分についてですが、区分をしっかり理解していなくて、具体的にどういう判断で区分を決められているのか教えて頂けたらと思います。
- 事務局 詳しく説明させて頂かず申し訳ありません。1番については、10ha未満の集団農 地内に位置しておりますので2種農地と判断しております。

2番につきましては、ガス管、水管の埋設された 4 m以上の道路に面し、申請地から 5 00 m内に公共施設、市役所、裁判所などがあり第 3 種農地と判断致しております。 3 番は近鉄高田駅より約 1 k m内の宅地化割合 4 0%を超える地域に位置しており、第 2 種農地と判断しております。 4 番は 1 R 五位堂駅より約 5 00 m内に位置しており第 2 種農地と判断致しております。転用してもいい区分が 3 種、2 種で、甲種、1 種農地は転用原則不許可となっております。研修会等の資料の中にも農地区分について詳しい説明もございますのでご覧頂ければと思います。今後説明の際は、詳しくさせて頂きます。

- 4 番 わかりました。研修資料の方も見てみます。
- 議 長 他にご質問等がないようですので、採決致します。

この議第2号、農地法第5条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員举手)

- 議長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。 次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書3頁、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致し

ます。本件は、農地の賃貸借権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委 員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字吉井□□□番1(畑)274㎡及び大字吉井□□□番2(畑)3.09㎡、借受人、橿原市、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、解約理由は、小作人より解約の申し出があったためでございます。

以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長 なしとのお声がありましたので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の 件につきましては、異議がないものとして事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画 について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字岡崎、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番1(田)186㎡、及び大字岡崎□□番(田)915㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、橿原市、担い手農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚番□□ (田) 1,131㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、担い手への貸付による利用でございます。利用期間は、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対し、その旨の回答をさせて頂きま すので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご 質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとの声がありました。ご質問がないものとして採決致します。

それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて議第5号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画 について説明致します。

本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた 農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があり ます。一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管 理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案 を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作 成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。

今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成され、議案第5号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日ご審議頂くものでございます。

番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番(田) 1,131㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稲を作付けしての利用で、期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。

以上、農地利用配分計画については1件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

- 議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。
- 4 番 質問ということではないですが、前の議案でも使用貸借権の設定で申請されておりますが、使用貸借権というのは無償で貸すということですね。聞くところによりますと、最近は所有者の方がお金を払って耕作して頂いているということもあるらしいですね。
- 議 長 そうですね。耕作することで儲からない時代ですので、耕作料というものを取って 耕作されている場合もあります。草刈りして頂くのにもかなりのお金がかかりますし、 維持管理にお金がかかり、耕作放棄地もだんだん増えていくことが懸念されますね。 まだ無償で作ってもらえる分には有りがたいことです。
- 議長 他にご質問等ないですか。ないようですので採決致します。

議第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画 について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員举手)

事務局

議長 全員賛成ですので、議第5号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振 興課へ回答することに決定致します。

> 次に、議第6号その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。 議第6号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

> 本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第32条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、礒野町□□□番5(田)32㎡、申請人、□□□□□□□□□□

□□□□、農業用施設の敷地の一部が届け出されず、敷地として使用されておりましたので、一部是正のための届けでございます。場所は部会調査順序表第7番目、畑中産業より北へ約150mのところです。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、いずれ も申請書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので、部 会長より調査結果の説明をお願いします。

部会長
それでは農地部会より審議内容の報告をさせて頂きます。

番号1番、□□さんの礒野町の届出ですが、平成12年に農業用倉庫を建築されましたが、数㎡のはみ出した部分が判明し、事務局の指導により、その是正のため、施行規則第29条転用の届出をされたものです。

現状どおりの使用で周囲に被害はないものと思われます。農地部会ではやむを得ないものと判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何か ご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとのお声がありましたので異議などないものとして採決致します。

それでは、議第6号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認する ことに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第6号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致 します。次にその他の2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第6号、その他の2番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字根成柿□□番1の一部(田)987㎡のうち、112㎡、申請人、大字奥田、□□□□□、田から畑への変更でございます。場所は、部会現地調査順序表第6番目、根成柿公民館より□へ約150mのところです。申請内容につきましては、野菜を作るため、田の一部に盛り土したいための申請で、作付計画は、季節ごとの野菜を栽培、生産物の利用方途は、自家消費、盛り土計画は、15cm、維持管理は、自己管理にて行うとのことです。隣地の同意も添付され、書類上は具備されております。以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請です。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願って おりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させて頂きます。番号1、大字根成柿の□□さんからの申請です。今年6月より新規就農されていますが、田の一部に土を盛り、畑として使用されたため、担当委員より連絡があり、指導により畑作転換の申請をされたものです。周囲に被害はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させて頂きました。

議長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について 何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとのお声がありましたので採決致します。

それでは、議第6号、その他の2番、畑作転換申請について承認することに賛成の 方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議第5号、その他の2番については事務局処理に決定致します。 次に議第6号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議第6号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件に ついて説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字岡崎□□番1(畑)297㎡、大字岡崎□□番2(畑)36㎡及び大字岡崎□□番3(畑)376㎡、申出者及び買い取り申出事由の生じた者、大字岡崎、□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成29年12月25日に事実確認調査を致しております。

本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに担当委員の藤岡委員への照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。

以上の審査の結果、□□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

(なしとの声有り)

- 議 長 なしとのお声がありました。特にご質問などがないようですので採決致します。 それでは、議第6号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する 証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第6号、その他の3番については、事務局処理に決定致しま す。次に、議第6号、その他の4番を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議第6号、その他の4番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字市場□□□番1(田)186㎡、外7筆、面積は合計で4844㎡、相続人、大字岡崎、□□□□、被相続人、大字岡崎、□□□、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでございますので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成29年12月25日、事実確認調査で現況が農地として耕作されていることを確認致しました。

よって、審査の結果、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定 を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致 します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご 質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願います。

4 番 この亡くなられた□□□さんは、市役所の収入役を以前されていた方ですか。

事務局そうです。その方の娘さんの証明です。

議長 他に質問等ございませんか。特にないようですので採決致します。議第6号、その 他の4番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、承認することに賛 成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議第6号、その他の4番については、事務局処理に決定致します。次に入ります。議第6号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第5号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知 の件について説明致します。

番号1番、転用届出地、曽大根一丁目□□番3(田)27㎡、譲渡人、橿原市、□□、

番号3番、転用届出地、秋吉□□番6(田)2.20㎡、譲渡人、大字奥田、□□□、□□、

番号4番、転用届出地、秋吉□□□番3(田)2.40㎡、譲渡人、大字秋吉、□□□□、

番号5番、転用届出地、秋吉□□□番3(田)2.34㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、

番号6番、転用届出地、秋吉□□□番3(田)4.28㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□□、転用目的は、いずれも大和高田市が道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては6件の通知でございます。

- 議第6号、その他5番、専決処分の報告第1号、公共転用の通知の件については、 ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせて頂きます。 議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。
- 議長 それでは、他にないようですので、委員の皆様方には新年早々お寒い中、大変ご苦労様でした。これで1月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議 規則第8条の規定によりここに署名する。

 議
 長
 今
 村
 平治郎

 署名委員
 本
 郷
 保
 則

 署名委員
 森
 本
 輝
 雄